

# モバイルルーター貸出のご案内



吉川市教育委員会

吉川市では、今後の臨時休校や長期休暇中でのオンラインを活用した家庭学習に備え、「モバイルルーター」を貸出すこととしました。通信環境確保の手段のひとつとして、ぜひご活用ください。

## ◆誰が借りられるの？

お子様が吉川市立小中学校に在籍しており、各ご家庭で通信環境が無いなど、モバイルルーターの貸与を希望する方

## ◆借りられる期間は？

令和4年3月31日までの間で、在籍学校長が貸出しを認める期間です。

学校のタブレットを家庭に持ち帰って学習をする際（タブレットを利用した宿題や臨時休校等によるオンライン授業の実施等）、在籍校からモバイルルーターを貸出します。

貸与期間が終了したら在籍校へ返却してください。

## ◆借りるのにお金はかかるの？

モバイルルーターのレンタル料はかかりません。（保護者負担なし）

ただし、モバイルルーターだけでは通信が出来ないため、別途各ご家庭で SIMカード（詳細は裏面） を用意する必要があります。SIMカードの契約、利用には別途料金がかかります。（保護者負担あり）

## ◆どうやって借りるの？

希望する方は 貸与申請書 の提出が必要です。

**申請書提出期限：令和3年9月10日（金）まで**（期限以降も随時申請を受け付けます）

**申請書提出先：**① 教育総務課窓口

② 郵送

③ 在籍校へ提出

のいずれかで申請書を提出してください。



申請書は市ホームページからダウンロード出来ます。  で検索

〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市役所2階 教育委員会 教育総務課

☎ 048-984-3565（直通）

## ◆SIMカードの契約

SIMカードとは、スマホやタブレット、モバイルルーターに挿入することで電話やデータ通信が行えるようになる小型のカードのことです。

**SIMカード 契約** で検索すると多くのプランが出てきますので、各ご家庭にあったプランでの契約をお願いします。

※お貸しするモバイルルーターは Softbank 回線に対応していません。また nanoSIM カードにのみ対応しています。

## ◆Q&A

Q 貸出しするモバイルルーターは何？	A NEC 社製の Aterm(I-ターム) PA-MP02LN-SA です。
Q モバイルルーター返却後の通信費はどうか？	A モバイルルーター使用の有無にかかわらず、通信に関する契約、通信料は各ご家庭に負担していただきます。
Q 兄弟がいる場合はどうしたらいい？	A 原則、各ご家庭に対し1台貸出しとなりますので、兄弟のどちらかで申請書をご提出ください。なお、モバイルルーター1台あたりの同時接続は最大10台まで可能です。
Q モバイルルーター紛失時の補てん費用の目安は？	A 1台あたり約10,000円(税込)です。
Q 家庭学習で使う通信量は何か？	A オンライン授業の場合、約300MB/時間消費されると言われています。1ヶ月20日間オンライン授業を実施した場合は、約20GB/月必要になると想定されます。※あくまでも目安です。

### ◀ 注意事項 ▶

- ・モバイルルーターは、児童・生徒の皆様がご家庭での学習を行うことを目的として貸出しするものです。吉川市から貸出ししている学習用端末(chrome book)以外の機器を接続したり、学習以外の目的で利用したりすることのないよう、お子様へご指導ください。
- ・モバイルルーターを破損、紛失等により、元の状態での返却が不可能になった場合、その修理等にかかる費用を負担していただきます。取扱いには十分注意してください。

“ これを機に、各ご家庭に「**通信環境 (Wi-Fi) 整備**」をしませんか？ ”

今後、タブレットをご家庭に持ち帰り、家庭学習をする機会が増える可能性があります。

そこで必ず必要となるのが通信環境(Wi-Fi)整備です。ご家庭に環境が無い方は、この機会に整備を検討してみてください。詳しくは、**Wi-Fi 契約** で検索してみてください。

※Wi-Fiとは…無線(物理的なケーブルなし)でネットワークにつながること

